

報道関係者各位

令和6年7月25日

## 子育て支援医療費助成制度を拡充 ～高校生世代の入院・外来を1医療機関1か月200円に～ (令和6年9月診療分から)

- ・これまで高校生世代に対しては子育て支援医療費の助成制度は対象となっておりませんでしたが、令和6年9月診療分から入院も外来も中学生までと同様に1か月1医療機関 200円となります。
- ・対象者には令和6年8月下旬ごろに受給者証（さくら色）をお送りします。

- 1 内容** 令和6年9月診療分から、高校生世代の入院、外来ともに1医療機関1か月200円になります。  
これまで高校生世代については、子育て支援医療費の助成はありませんでしたが、中学生までと同様に受給者証を提示することで、窓口での支払いが200円となります。（院外処方箋の調剤は無料）
- 2 制度開始日** 令和6年9月1日診療分から
- 3 対象** 中学校卒業から18歳の年齢到達後最初の年度末まで。  
（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日）  
就学の有無は問いません。  
他制度受給中の方、生活保護の方は除きます。
- 4 その他** 学校でケガ等をされた場合は、災害共済給付制度が優先されますので子育て支援医療費助成制度は利用できません。



SDGs 未来都市

舞鶴市 保険医療課 （担当：濱田・山本）  
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044  
[TEL:0773-66-1075](tel:0773-66-1075)、[FAX:0773-62-7957](tel:0773-62-7957)  
E-mail: [hoken-iryou@city.maizuru.lg.jp](mailto:hoken-iryou@city.maizuru.lg.jp)

舞鶴市にお住まいの方へ

令和6年  
9月診療分  
から

# 高校生世代の医療費も200円に／ 子育て支援医療費 助成制度を拡充します！



| 助成対象                                                  | 通 院                                                                                            | 入 院                                                                      |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 0歳～小学生                                                | <p>《自己負担》<br/>1 か月200円／1医療機関<br/>(変更なし)</p> <p>子育て支援医療費受給者証【白色】</p>                            |                                                                          |
| 中学生                                                   | <p>《自己負担》<br/>1 か月200円／1医療機関<br/>(変更なし)</p> <p>子育て支援医療費受給者証<br/>【さくら色】</p>                     | <p>《自己負担》<br/>1 か月200円／1医療機関<br/>(変更なし)</p> <p>子育て支援医療費受給者証<br/>【白色】</p> |
| 高校生世代<br>(18歳到達後の<br>年度末まで)<br>※4/1生まれの方は<br>18歳到達の前日 | <p><b>NEW</b><br/>令和6年<br/>9月から</p> <p>《自己負担》<br/>1 か月200円／1医療機関</p> <p>子育て支援医療費受給者証【さくら色】</p> |                                                                          |

対象者には令和6年8月下旬に新しい受給者証を発送します

- ☆ 新しい受給者証は、令和6年9月診療分から京都府内の医療機関でお使いいただけます。
- ☆ 自己負担額は1 か月1 医療機関につき200円（院外処方の調剤は無料）になります。
- ☆ 府外で受診した場合は、自己負担分を払っていただき、払い戻しの手続きを行ってください。
- ☆ 学校管理下でのケガなどは受給者証を使わず、災害共済給付制度の申請をしてください。

《お問い合わせ先》

舞鶴市役所保険医療課 後期高齢・福祉医療係 TEL0773-66-1075